

議案第 61 号 いなべ市梅林公園条例の制定についてに対する附帯決議について

議案第 61 号 いなべ市梅林公園条例の制定についてに対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 22 日提出

提出者	いなべ市議会議員	伊藤 三保
賛成者	いなべ市議会議員	奥岡 敦史
	同	長崎十九八
	同	小川 英俊
	同	出口日佐男
	同	小川 幹則
	同	清水 隆弘
	同	位田まさ子

理由

いなべ市梅林公園が市民にとって利用しやすい施設となるよう、別紙案のとおり附帯決議しようとする。

議案第61号 いなべ市梅林公園条例の制定についてに対する附帯 決議案

本議案は、いなべ市野遊びSDGs基本構想に基づき、いなべ市農業公園梅林公園を再整備し、新たに宿泊施設を設けるため、その関係条例を制定するものである。

山辺の暮らしの魅力に触れる体験などにおいて、広く市民参画が実現することは、市民の梅林公園に対する愛着、ひいてはまちへの愛着の醸成を促すものである。このことは藤原町の時代から築き上げてきた手作りの公園の理念を、新しい公園に継承していくことにもなる。

よって、いなべ市梅林公園の設置及び運営にあたって、市民の福祉の増進につながる施設とすべく、以下の事項を留意されたい。

記

- 1 第1条に掲げた目的を実現するため、市民が利用しやすい価格帯を設け、親しまれる施設にされたい。特に、市内の児童・生徒が学校行事や課外授業などに利用できるキャンプ場の構築を目指すこと。
- 2 山辺の暮らしの魅力に触れる体験においては、広く市民の参画を促すこと。
- 3 第1条に掲げた目的を実現するため、ワーケーション、研修拠点などとして活用できるようにし、関係人口の創出を目指すこと。

令和7年12月22日

いなべ市議会